

株式会社クレハに対する課徴金の納付を命ずる審決について
(塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーの価格カルテル)

平成21年11月11日
公正取引委員会

公正取引委員会は、被審人株式会社クレハ(以下「被審人」という。)に対し、平成17年10月5日、審判開始決定を行い、以後、審判官をして審判手続を行わせてきたところ、平成21年11月9日、平成17年法律第35号による改正前の独占禁止法第54条の2第1項の規定に基づき、課徴金の納付を命ずる審決を行った(本件平成17年(判)第15号審決書については、当委員会ホームページの「報道発表資料」及び「審決等データベース」参照。)

1 被審人の概要

事業者名	所在地	代表者
株式会社クレハ	東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号	岩崎 隆夫

2 主文

被審人は、金2億6849万円を、課徴金として平成22年1月12日までに国庫に納付しなければならない。

3 本件の経緯

平成17年	7月27日	課徴金納付命令
	10月5日	審判開始決定
	12月2日	第1回審判
平成20年	5月30日	第12回審判(審判手続終結)
平成21年	7月6日	審決案送達
	11月9日	課徴金の納付を命ずる審決

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課審決訟務室 電話 03-3581-5478(直通)
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

4 審決の概要

(1) 課徴金に係る違反行為の概要

被審人（旧商号呉羽化学工業株式会社）は、鐘淵化学工業株式会社（現株式会社カネカ）（以下「カネカ」という。）及び三菱レイヨン株式会社（以下「三菱レイヨン」という。）と共同して、プラスチックに少量添加することにより、プラスチックが有する化学的、物理的性質を損なうことなく、衝撃強度、耐候性、加工性等を改良し、製品物性、外観、生産性等を向上させるために用いられる改質剤であるモディファイヤーのうち塩化ビニル樹脂に添加されるもの（以下「塩化ビニル樹脂向けモディファイヤー」という。）の販売価格引き上げを決定することにより、公共の利益に反して、我が国における塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーの販売分野における競争を実質的に制限していた（以下「本件違反行為」という。）。）。

(2) 課徴金の計算の基礎となる事実及び課徴金額の算定

被審人の本件違反行為の実行期間は、平成12年1月1日から平成14年12月31日までの3年間であり、改正前の独占禁止法施行令第5条の規定に基づき算定すると、被審人のこの期間における塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーの売上額は44億7489万9135円である。課徴金の額は、この売上額に100分の6を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てて算出された2億6849万円である。

(3) 本件の争点

- ア 平成11年の合意の成否（争点1）
- イ 平成12年の合意の成否（争点2）
- ウ 本件違反行為の終了時期（争点3）
- エ KCZ201, KM336P並びにHIA28及びHIA28S（以下「3グレード」という。）が本件違反行為の対象商品に該当するか否か（争点4）
- オ 消費税相当額が売上額に含まれるか否か（争点5）

(4) 争点に対する判断の概要

ア 争点1について

被審人、カネカ及び三菱レイヨンの3社（以下「3社」という。）の営業部長級の者は、3社の営業課長級の者からの、3社で足並みをそろえた販売価格引き上げが必要であるとの3社の営業課長級の者の認識の報告を踏まえて、又は、他社の営業部長級の者とのやり取りを通じて、他社の販売価格引き上げの意思を認識し、これに合わせて自社も販売価格を引き上げることと決定し、これに基づいて3社の営業課長級の者により販売価格引き上げの打ち出し額及び実施時期の具体的内容が決定されたものと推認される。そして、3社が平成11年11月19日ころに、販売価格引き上げ交渉の早期妥結を得るため、販売価格引き上げの打ち出し額よりも低い額を引き上げることでもやむを得ないものとし、妥結可能な需要者から順次交渉を決着させることとしたこと及びその後も販売価格引き上げの交渉の進捗状況について報告し合い、各

社がきちんと需要者と交渉を行っているかどうかを相互に確認をしていたことに加え、同年10月ころまでの経緯（市場動向等に関する情報交換を行ってきたなど）及び3社の販売価格引上げの打ち出し時期並びに当該打ち出しにおける引上げ額及び引上げの実施時期が近接又は一致していること等の一連の事情にかんがみると、平成11年の合意が成立したことが優に認められる。

イ 争点2について

不当な取引制限の要件である「共同して対価を引き上げる」の「共同して」に該当するというためには、「意思の連絡」、すなわち、複数事業者間で相互に同内容又は同種の対価の引上げを実施することを認識ないし予測し、これと歩調をそろえる意思があることが必要であるところ、被審人は、販売価格引上げを先行して打ち出せばカネカ及び三菱レイヨンが追随して販売価格引上げを打ち出すと予測して販売価格引上げを打ち出したのであるから、同種の対価の引上げを実施することを認識ないし予測し、これと歩調をそろえる意思があったことは明らかである。また、カネカ及び三菱レイヨンも、被審人からの追随要請や被審人の販売価格引上げの打ち出しを受けて、これと歩調をそろえる意思で販売価格引上げを打ち出したのであるから、カネカが販売価格引上げの打ち出しを行った平成12年11月21日までに、3社間で「意思の連絡」、すなわち、平成12年の合意が成立したと認められるというべきである。

ウ 争点3について

いわゆる価格カルテルについては、事業者間の合意が破棄されるか、破棄されないまでも当該合意による相互拘束が事実上消滅していると認められる特段の事情が生じるまで当該合意による相互拘束は継続するというべきところ、本件違反行為を構成する平成11年の合意及び平成12年の合意は、平成14年12月31日以前には破棄されておらず、また、これらの合意による相互拘束が事実上消滅していると認められる特段の事情も生じていない。したがって、少なくとも平成14年12月31日までは違反行為が継続していたと認められる。

エ 争点4について

本件合意の対象は、「モディファイヤーのうち非塩化ビニル樹脂に添加されるもの」、すなわち、すべてのMBS樹脂、アクリル系強化剤及びアクリル系加工助剤のうち、専ら非塩化ビニル樹脂に添加する用途のモディファイヤーを除くものである。

被審人は、3グレードはいずれも非塩化ビニル樹脂向けに開発されたモディファイヤー等であると主張するが、証拠上、3グレードは、塩化ビニル樹脂に添加する用途のモディファイヤーに該当し、専ら非塩化ビニル樹脂に添加する用途のモディファイヤーとは認められないことから、独占禁止法第7条の2に規定する「当該商品」に該当する。

オ 争点5について

消費税相当額は、商品本体等の代金相当額の金員と同一の法的性質を有する金員として一体的に事業者を支払われ、事業者が、消費者から受領した金

員の中から自らの義務として消費税を納付することが予定されているものであること及び商品の販売に際して授受される金額にその内訳として明示されることも一般的にはなく、当該商品の価額の一部を構成するものとして社会的に認識されていること等にかんがみると、消費税相当額は、法的性質上も社会的認識上も商品の「売上額」の一部といえるから、課徴金算定の基礎となる売上額は消費税相当額を含んだ額となる（平成15年（判）第4号株式会社バイタルネットに対する審決と同旨）。